



本事業は、SDGsの「4 質の高い教育をみんなに」「12 つくる責任 つかう責任」等に資する取組です。

2022年2月25日（金）

愛知県民文化局県民生活部県民生活課
消費生活相談・消費者教育グループ
担当 寺澤、富樫
内線 5031・5032
ダイヤル 052-954-6165

— 消費者トラブル情報 —

< あいちクリオ通信 2022年2月号 (No. 404) >

生活用品メーカーや百貨店等の名称をかたる偽通販サイトに御用心！ ～注文する前に販売サイトを隅々まで確認しましょう～

愛知県及び市町村の消費生活相談窓口には、「通販サイトで生活用品や家電を購入し代金を支払ったが、商品が届かない。」といった相談が多数寄せられています（2021年4月～2022年1月 589件※、前年同期 245件）。特に2022年1月は、147件と前月の74件から急増しています。

※相談件数は、愛知県及び市町村がPIO - NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）に登録した相談データ（2022年2月22日現在）に基づき集計

特徴

- 偽通販サイトの運営者は、実在するメーカーや百貨店のロゴマーク、商品の画像を盗用するなどしていますので、一見ただけでは偽通販サイトと気づくことは困難です。
- 販売価格が公式サイトや他の通販サイトに比べ格安に設定されていたり、閉店になることを理由に大幅な割引が可能となるなどの広告により、消費者を偽通販サイトに誘導するケースが多く見られます。
- 偽通販サイトの会社概要のページには、実在しない会社名や住所、電話番号が記載されていたり、支払口座が個人名義になっていることがあります。

アドバイス

- 偽通販サイトで購入し代金を支払ってしまうと、被害を回復することが非常に困難となります。さらに、金融機関への振込やクレジットカードで支払った場合は、他の決済に不正利用されるおそれもあります。
- メーカーや百貨店の名称やロゴマークが掲載されていても、偽通販サイトの可能性があります。購入する前に、販売サイトの会社概要のページなど隅々まで確認することが大切です。また、公式サイトには偽通販サイトに対する注意喚起が記載されている場合がありますので、こちらも確認しましょう。
- クレジットカードや銀行振込で支払ってしまった場合は、速やかにカード発行会社や金融機関に経緯を伝え、相談するようにしましょう。
- 不安や疑問に思った場合や、トラブルに遭った場合は、すぐに「消費者ホットライン ☎188」に相談してください。

◇ 消費者ホットライン ☎ 188（いやや！）

※身近な消費生活相談窓口につながります。